

別紙第2

勸告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、市職員の給与について民間との較差等を基に、次の措置をとるよう勧告する。

記

1 令和6年4月の公民較差等に基づく給与改定

(1) 給料表

報告の7の(1)のイの(ア)で述べた趣旨を踏まえ改定すること。

(2) 初任給調整手当

人事院勧告の趣旨を考慮し、福岡市内に勤務する国家公務員に対する当該手当の支給額の改定があった場合には、当該改定に準拠した改定を行うこと。

(3) 期末手当及び勤勉手当

ア 令和6年12月期の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

期末手当の支給割合を1.275月分（管理職職員等にあつては、1.075月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分（管理職職員等にあつては、1.275月分）とすること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

期末手当の支給割合を0.7125月分（管理職職員等にあつては、0.6125月分）とし、勤勉手当の支給割合を0.5125月分（管理職職員等にあつては、0.6125月分）とすること。

(ウ) 特定任期付職員及び特定任期付教育職員

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和7年6月期以降の支給割合

(7) (イ) 及び (ウ) 以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.25月分（管理職職員等にあつては、1.05月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（管理職職員等にあつては、1.25月分）とすること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7月分（管理職職員等にあつては、0.6月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5月分（管理職職員等にあつては、0.6月分）とすること。

(ウ) 特定任期付職員及び特定任期付教育職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合について、それぞれ1.725月分を基本とすること。

2 改定の実施時期

1の(1)（教育職給料表を除く。）及び(2)の改定は、令和6年4月1日から実施すること。また、1の(3)のイについては令和6年12月1日から、1の(3)のウについては令和7年4月1日からそれぞれ実施すること。